



立川市議会議員 あべみさ REPORTno.5 2024年1月
発行責任者 阿部 美砂 (所属党派:立憲ネット緑たちかわ)
〒190-0031 立川市砂川町 1-13-29
立川・生活者ネットワーク事務所 tachikawanet@gmail.com
TEL:042-535-9110 FAX:042-535-9116



市のプラスチックごみの収集が変わります

2025年1月より変更

【第4回定例会一般質問】

2022年に、増え続けるプラごみのリユースやリサイクルを進めるため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、プラスチック新法)が施行されました。しかし、廃棄されるプラごみの処理費用は製品にわずかしが含まれていません。実際には、プラごみの収集・分別・保管などに多くの自治体の予算が使われています。新法になっても立川市の税金が使われることに変わりなく、むしろ増えることが予測されています。自治体が負担するのではなく製品に廃棄後の処理費用が含まれるよう、事業者「拡大生産者責任」を求めるべきと質問しました。



一般質問動画

立川市の新しい収集方法(案)

現在収集方法

容器包装プラスチックと製品プラスチックの分別収集

変更後の収集方法

「(仮称)一般プラスチック」と「(仮称)大型プラスチック」(大きさ50cm以上)の分別収集

現在の容器包装プラスチックは、圧縮梱包してバール化したものを容器包装リサイクル協会に出荷しています。変更後のプラスチックごみもこのルートを使う予定です。

プラスチック新法 背景 問題点

プラスチック新法は、3R(リデュース・リユース・リサイクル)+再生可能資源でプラスチックの資源循環をめざす法律です。海洋ごみ、地球温暖化、廃プラの輸出先の輸入制限などの対策とされています。しかし、この新法は、リユース・リサイクルに重きが置かれ、プラスチックを減らすための問題解決にならないとも言われています。

拡大生産者責任を求める

一 脱プラスチックをめざして

容器包装リサイクル協会に支払う市の負担費用は、容器包装プラスチックは処理費用の1%ですが、製品プラスチックを出した場合は、100%になります。新収集方式になった場合、概算ですが、約2,700万円の立川市の負担増になると答弁がありました。

プラスチック問題を根本から解決するためには、市民や行政の努力だけでは限界があります。生産者が自ら生産する製品等に責任を持つこと(廃棄物の処分やリサイクルの費用負担)によって、リユースしやすい製品開発や廃棄物のリデュースにもつながります。行政(市民)の負担から生産者への負担へ移行するために「拡大生産者責任」を行政とともに、市民からも声を上げていく必要があります。

▼バール化された容器包プラスチック

